

年金待機者となられた方へ

同封の「年金待機者登録通知書」のとおり、年金待機者として登録しましたのでお知らせします。
あなたの年金待機者番号や組合員期間などをご確認ください。

このリーフレットは、今後受給権が発生すると考えられる給付の種類、その給付を受けるための要件および必要な請求手続きなどについて、ご案内しています。

- このリーフレットは平成 29 年 4 月現在施行されている法令に基づき作成していますが、今後の法改正等により、内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、被用者年金制度は一元化され、平成 27 年 10 月以後に受給権が発生する年金は共済年金から厚生年金となりました。

平成 29 年 4 月

公立学校共済組合

I 公的年金制度について

1 公的年金制度の概要

公的年金制度は、国民年金と厚生年金保険により構成されています。

国民年金は全国民に共通の制度で、一階部分に当たる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者（加入者）は職種等によって第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までに分かれます。

厚生年金保険は、被用者（国民年金の第 2 号被保険者に該当する方）のための制度で、二階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者（加入者）は勤務の形態により、「一般・国共済・地共済・私学共済」の 4 通りに区分され、年金の支払等の事務を行う実施機関も異なります。年金決定時には、実施機関ごとにそれぞれの被保険者期間について厚生年金を決定します。

<国民年金と厚生年金の被保険者>

厚生年金		一般厚生年金被保険者	国共済厚生年金被保険者	地共済厚生年金被保険者	私学共済厚生年金被保険者	
国民年金	第 1 号被保険者 (自営業者)	第 2 号被保険者 (民間会社員や公務員など)			第 3 号被保険者 (第 2 号被保険者の被扶養配偶者)	

<厚生年金被保険者の種別と実施機関>

被保険者の種別	対象者	実施機関
一般厚生年金被保険者	民間会社員	日本年金機構
国共済厚生年金被保険者	国家公務員 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合他
地共済厚生年金被保険者	地方公務員 (地方公務員共済組合の組合員)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等)他
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員 (私立学校教職員共済の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

2 公立学校共済組合の組合員期間と年金

公立学校共済組合の組合員であった期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含みます。）は、国民年金の「第 2 号被保険者」および厚生年金の「地共済厚生年金被保険者」であった期間となります。

この期間については、同封の「年金待機者登録通知書」の「組合員期間」欄に表示しており、この期間に基づく厚生年金は公立学校共済組合で決定・支給することとなります。

Ⅱ 厚生年金の給付の種類とその受給要件

1 特別支給の老齢厚生年金（65歳になるまで）

次の要件をすべて満たしているときに、支給開始年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

- ① 支給開始年齢以上であること。
- ② 厚生年金被保険者期間が1年以上であること。
- ③ 受給資格期間が25年以上*であること。

2 老齢厚生年金（65歳から）

次の要件をすべて満たしているときに、65歳から支給されます。

- ① 65歳以上であること。
- ② 厚生年金被保険者期間があること。
- ③ 受給資格期間が25年以上*であること。

* 「25年以上」については、昭和31年4月1日以前に生まれた方については、生年月日等による短縮措置が設けられています。（以下の説明で「25年以上」とある場合も同じです。）

また、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、平成29年8月1日から「10年以上」に短縮されます。（以下の説明で「25年以上」とある場合は、遺族厚生年金の要件を除き、同様に短縮されます。）

用語説明

○ 支給開始年齢

生年月日に応じて、下表のとおりとなります。

生年月日	支給開始年齢
昭和29年10月2日から昭和30年4月1日まで	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳

(注) 昭和36年4月2日以後に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。

○ 厚生年金被保険者期間

厚生年金被保険者（一般・国共済・地共済・私学共済）であった期間をいいます。平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間も含まれます。

○ 受給資格期間

受給資格期間とは、次のアからウまでの期間を合計した期間をいいます。

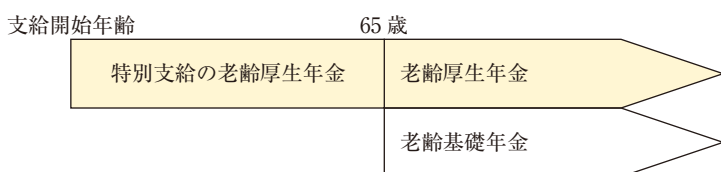
ア 厚生年金被保険者期間

イ 国民年金の保険料納付済期間（国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。）および国民年金の保険料免除期間

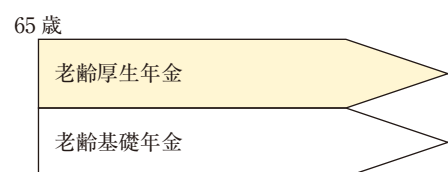
ウ 合算対象期間（海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間等をいいます。）

<老齢厚生年金の受給のイメージ>

- 昭和29年10月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方で1年以上の厚生年金被保険者期間がある方



- 昭和36年4月2日以後に生まれた方
- 厚生年金被保険者期間が1年未満の方



は日本年金機構から支給されます。

<繰上げ支給について>

昭和36年4月1日以前に生まれた方*で、特別支給の老齢厚生年金の受給要件の②および③を満たしている方は、60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に繰上げ請求を行い、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。

ただし、年金額は繰り上げた月数1か月あたり0.5%が減額され、減額は生涯続きます。また、老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。(すべて減額支給となります。)

※ 昭和36年4月2日以後に生まれた方についても、同様の繰上げ支給の制度が設けられています。

<繰下げ支給について>

65歳に到達された時点で老齢厚生年金を請求せずに、66歳から70歳までの間に支給開始年齢を繰り下げて、一定割合を増額した老齢厚生年金を受給することができます。ただし、障害または遺族を給付事由とする年金(障害基礎年金を除きます。)の受給権を有する方は繰下げの申出はできません。

繰下げを申し出た場合、65歳から請求を行うまでの間の老齢厚生年金の支給はありません。(加給年金額も支給されません。)

また、他の実施機関から老齢厚生年金を受給できる場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。

<老齢基礎年金について>

受給資格期間が25年以上ある方は、65歳から老齢基礎年金を受給できます。老齢基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

66歳から70歳までの間に支給開始年齢を繰り下げて、一定割合を増額した老齢基礎年金を受給することもできます。

3 障害厚生年金

次の要件をすべて満たしているときに、支給されます。

- ① 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- ② 障害認定日または障害認定日後、65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級から3級までの障害の状態にあること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。

4 障害手当金

次の要件をすべて満たしているときに、支給されます。*

- ① 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- ② 障害の状態が次の条件のすべてに該当していること。
 - ・ 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治っていること。(症状が固定)
 - ・ 治った日に障害厚生年金を受けられることができる障害の状態よりも軽いこと。
 - ・ 政令で定める障害手当金を受給できる程度の障害の状態であること。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。
 - ※ 次のいずれかに該当する方は、障害手当金の受給はできません。
 - ・ 治った日に公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有している方。
 - ・ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有している方。

用語説明

- 初診日
病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
- 障害認定日
原則として初診日から1年6か月を経過した日をいいます。
- 保険料の納付要件
初診日の前日に、以下のいずれかを満たしていることが必要となります。
 - ア 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間^{*1}から合算対象期間^{*1}を除いた期間が3分の2以上あること。
 - イ 初診日^{*2}の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。
 - ※1 2ページの「用語説明」をご参照ください。
 - ※2 初診日が平成38年3月31日以前のときに限られます。

＜二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の障害厚生年金・障害手当金＞

障害認定日（障害手当金の場合は「治った日」）に二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方の障害厚生年金（障害手当金）は、それらの期間が一つであるものとみなして、初診日が属する実施機関から支給されます。

＜障害基礎年金について＞

障害等級が1級または2級の状態にある場合、障害基礎年金も併せて受給できます。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

5 遺族厚生年金

厚生年金被保険者であった方が次のいずれかの要件に該当するときに、その遺族に支給されます。

- ① 厚生年金被保険者がお亡くなりになられたとき。
- ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前にお亡くなりになられたとき。
- ③ 障害等級が1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給権者が、お亡くなりになられたとき。
- ④ 受給資格期間が25年以上ある方が、お亡くなりになられたとき。

用語説明

○ 遺族

遺族厚生年金を受給できる「遺族」は、被保険者であった方がお亡くなりになられた当時、その方によって生計を維持されていた方のうち、下表に該当する方が対象です。優先順位1から4までのうち最も順位の高い方が受給できます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫 ^{*1、2} ・妻 ^{*1} ・子 ^{*1、3}	父母 ^{*2}	孫 ^{*3}	祖父母 ^{*2}

※1 夫および妻には内縁関係にある方を含みます。また、子には被保険者であった方の死亡時に胎児であった子を含みます。

※2 夫・父母・祖父母は、被保険者であった方の死亡時に55歳以上である方が対象となります。また、年金の受給開始は60歳からになります。（ただし、55歳以上60歳未満の夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。）

※3 子および孫は、被保険者であった方の死亡時、以下のいずれかに該当することが必要です。
ア 18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと。
イ 20歳未満で障害等級が1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと。

＜受給要件の①から③までのいずれかに該当する場合について＞

- ・ 二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方が死亡した場合、それらの期間が一つであるものとみなして、原則として死亡日が属する実施機関から支給されます。
 - ・ 受給要件の①または②に該当する場合は、死亡した方が以下の要件を満たしていることが必要です。
 - ア 20歳に到達した月から死亡日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が3分の2以上あること。
 - イ 死亡日^{*}の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。
- ※ 死亡日が平成38年3月31日以前のときで、死亡した方が65歳未満であった場合に限られます。

＜遺族基礎年金について＞

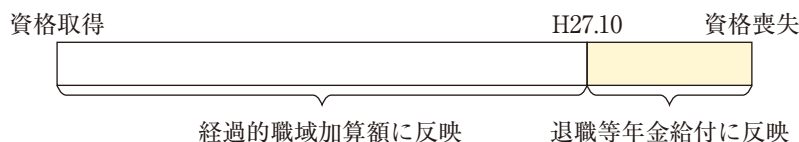
上記の遺族に該当する者が「子のある配偶者」である場合または「子」のみの場合は、遺族基礎年金も併せて受給できます。遺族基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

Ⅲ 経過的職域加算額および退職等年金給付の概要

平成 27 年 9 月以前に受給権が発生した共済年金には、公務員制度の一環として「職域年金部分の額」が加算されていましたが、厚生年金には同様の加算がないため、経過的職域加算額と退職等年金給付（年金払い退職給付）が共済組合から支給されます。

<組合員期間との関係>

平成 27 年 9 月までの組合員期間は「経過的職域加算額」に反映し、平成 27 年 10 月からの組合員期間は「退職等年金給付」に反映されます。それぞれの組合員期間を有さない場合には、支給はありません。



1 経過的職域加算額

平成 27 年 9 月以前の組合員期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含みます。）を有する方に、経過措置として共済年金の職域年金部分の額に相当する額（経過的職域加算額）を支給するものです。

<経過的職域加算額の概要>

- ・ 退職共済年金
1 年以上の引き続き組合員期間を有する方が受給できます。原則として、特別支給の老齢厚生年金または老齢厚生年金と同様の受給要件を満たしていることが必要です。
- ・ 障害共済年金
平成 27 年 9 月以前に初診日があるときに受給できます。原則として、障害厚生年金と同様の受給要件を満たしていることが必要です。
- ・ 遺族共済年金
組合員または組合員であった方が死亡したときに、遺族（4 ページの遺族と同じです。）に支給されます。原則として、遺族厚生年金と同様の受給要件を満たしていることが必要です。

2 退職等年金給付（年金払い退職給付）

共済年金の職域年金部分の額に代わる新たな年金として、地方公務員の退職給付の一部として設けられたもので、平成 27 年 10 月以後の組合員期間を有する方で要件を満たした方が支給の対象となります。退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の 3 種類の給付があります。

<退職等年金給付の概要>

- ・ 退職年金は、1 年以上の引き続き組合員期間を有する方が退職した後に 65 歳に達したとき、または 65 歳に達した日以後に退職したときに、半分は有期年金、半分は終身年金として、支給されます。（60 歳から繰上げ、70 歳まで繰下げをすることも可能です。）
- ・ 退職年金の有期年金の支給期間は 20 年ですが、申出により 10 年に短縮することもできます。（一時金の選択も可能です。一時金の請求の際には、退職手当等の源泉徴収票が必要となる場合がありますので、源泉徴収票（写しでも可）を保管しておいてください。）
- ・ 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了となり、有期年金の残余部分は遺族（4 ページの遺族と同じです。）に一時金として支給されます。
- ・ 公務に基づく病気やけがにより障害の状態となった場合や死亡した場合に、公務障害・遺族年金が支給されます。

Ⅳ 年金の請求手続き

1 請求関係書類の受取方法

年金の請求を行うために、次ページの表のとおり、請求手続き開始時期に、請求関係書類を受け取ってください。

（注）年金の受給権が発生した日から 5 年以内に請求を行わない場合は、時効により年金を受けられなくなります。ただし、やむを得ない事情により、時効完成前に請求できなかった場合は、当共済組合にお問い合わせください。

<経過的職域加算額の請求について>

原則として、経過的職域加算額の請求手続き開始時期は同一事由の厚生年金と同様であり、厚生年金と同じ請求書において請求できます。

	年金の種類	請求手続き開始時期	請求関係書類の受取方法
老 齢	特別支給の老齢厚生年金	生年月日に応じた支給開始年齢に達したとき	支給開始年齢になられる直前に請求に必要な書類をお送りします。 ※1,2
	老齢厚生年金 退職年金（退職等年金給付）※3	65歳の誕生日	
	繰上げ支給の老齢厚生年金	繰上げ支給を希望するとき	公立学校共済組合本部に請求してください。※2
	繰下げ支給の老齢厚生年金	繰下げ支給を希望するとき	
障 害	障害厚生年金※4 公務障害年金（退職等年金給付）	障害認定日または障害認定日後 65歳に達する日の前日までの間	退職された都道府県の公立学校共済組合支部に請求してください。
	障害手当金※4	症状が固定した日	
遺 族	遺族厚生年金 公務遺族年金（退職等年金給付）	年金待機者の方がお亡くなりになられたとき	公立学校共済組合本部に請求してください。※2

- ※1 老齢厚生年金の請求関係書類については、退職後に再就職されて厚生年金被保険者となった場合、最後に加入した実施機関から送付されます。また、特別支給の老齢厚生年金の受給者が65歳に到達したときの老齢厚生年金の請求手続きは、実施機関ごとに行います。
- ※2 二以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方が請求する場合、原則として一つの実施機関に年金請求書を提出することによって、他の実施機関に係る老齢厚生年金・遺族厚生年金も請求することができます。
- ※3 退職年金の繰上げ、繰下げを希望する場合は、公立学校共済組合本部または退職された都道府県の公立学校共済組合支部に請求してください。
- ※4 公立学校共済組合の組合員であった期間に、初診日がある場合に限り、初診日において他の種別の厚生年金の被保険者であったときは、その実施機関に請求してください。

<老齢厚生年金の請求書類がお手元に届かない場合>

老齢厚生年金（繰上げ支給・繰下げ支給を除きます。）の請求関係書類については、支給開始年齢に到達する月のおおむね3か月前に、原則として、住民票上の住所宛てにお送りします。支給開始年齢に到達する月を過ぎても請求書類がお手元に届かない場合または繰上げ支給・繰下げ支給を希望する場合は、公立学校共済組合本部までご連絡ください。

2 決定までの流れ

1により受け取った請求書に必要な事項を記入し、添付書類とともに公立学校共済組合（または他の実施機関）に提出してください。

公立学校共済組合において審査・決定し、請求者の方に年金証書等をお送りします。*

※ 他の実施機関の厚生年金を同時に請求できる場合は、他の実施機関においても審査・決定し、請求者の方に年金証書等が送付されます。

3 年金の支給

年金の支給は、給付事由の生じた月の翌月分から開始され、2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日（その日が土曜日ときは14日、日曜日ときは13日になります。）に、その支給月の前月までの2か月分が支給されます。

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給分	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

(例) 4月20日に特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に到達する場合

5月分から年金が支給されます。5月分の年金は、原則として6月の定期支給日に支払われます。その後、8月の定期支給日から、2か月分が支給されます。

V 年金の支給に関する留意点

1 退職一時金の返還

昭和54年12月31日以前に、組合員期間が1年以上20年未満で退職した場合には、退職一時金を支給する制度がありました。

この制度により退職一時金の支給を受けた期間が、年金額を計算する際の組合員期間に含まれる場合には、同一の組合員期間について年金と一時金の二重の給付が行われることを防止するため、受給した退職一時金の額に「利子」相当額を加えた額を共済組合に返還することとされています。退職一時金の返還は、年金の請求時に選択する次の①または②の方法により行います。

- ① 年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。
- ② 1年以内に現金で一括または分割して返還する。

2 年金の支給調整

(1) 再就職したとき・議員となられたとき

再就職し、厚生年金被保険者となられた方（公務員としてお勤めの方、公立学校の再任用職員（嘱託等）の方、民間会社や私立学校にお勤めの方等）は、老齢厚生年金の額と標準報酬月額および過去1年間の標準賞与額（総報酬月額相当額）の合計額に応じて、年金の支給の一部または全部が停止されることがあります。

なお、国会議員・地方議会議員になられている方、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所で勤務されている方も同様です。

(2) 雇用保険の給付を受けるとき

65歳未満の方が公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みを行うと、失業給付（基本手当）の額にかかわらず、老齢厚生年金の支給が停止されます。公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをする前に、失業給付（基本手当）の額と年金額のどちらが多いか、お確かめください。

また、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受給できるときは（1）の支給停止に加えて、年金の一部が支給停止されることがあります。

(3) 併給調整

公的年金制度では、一人一年金が原則です。老齢・障害・遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの年金が支給され、他の年金は停止されます。この選択については、いつでも将来に向かって変更すること（選択替え）ができます。

3 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」といいます。）をした場合に、按分割合について合意した上で、婚姻期間中の標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）を、当事者間で分割することができます。分割した標準報酬に基づき、厚生年金・経過的職域加算額の年金額が計算されます。

また、当事者の一方が国民年金第3号被保険者であった場合は、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以降の相手方の標準報酬を2分の1に分割することができます。

（注）原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過した場合は、標準報酬の分割請求をすることができません。

4 日本国籍を有しない方に係る脱退一時金

厚生年金保険の被保険者期間が6か月以上である日本国籍を有しない方については、受給資格期間を満たさず年金を受給できない場合、日本から出国後2年以内に公立学校共済組合本部へ請求を行うことにより、脱退一時金を受給できます。^{*}

日本と年金通算の協定（社会保障協定）を締結している相手国の年金加入期間のある方については、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本および相手国の年金を受け取ることができます。脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなりますので、ご注意ください。

^{*} 国民年金の第1号被保険者であった期間が6か月以上ある方は、日本年金機構に請求してください。その他の方は、最後に加入した厚生年金の実施機関に請求してください。

VI 住所・氏名の変更の届出

住所や氏名の変更があった場合は、このリーフレットに同封の「年金待機者異動報告書」の提出が必要です。必要事項を記入し、公立学校共済組合本部に届け出てください。

「年金待機者異動報告書」は、公立学校共済組合ホームページからもダウンロードできます。

Ⅶ 連絡先一覧

年金の請求手続その他ご不明な点がございましたら、当共済組合本部または退職された都道府県の教育委員会にある各支部にお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際は、あなたの年金待機者番号および氏名をお知らせください。

○本部の連絡先

電 話	03-5259-1122 (本部年金相談専用電話) 電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。
住 所	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
受付時間	午前9時～午後5時30分 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除きます。)

○支部の連絡先

平成29年4月現在

支 部 名	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～12時 午後1時～5時	支 部 名	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～12時 午後1時～5時
北海道	011-204-5889	滋 賀	077-528-4553
青 森	017-735-3263	京 都	075-451-1070
岩 手	019-653-1547	大 阪	06-6944-2088
宮 城	022-211-3094	兵 庫	078-362-3767
秋 田	018-860-5232	奈 良	0742-27-9829
山 形	023-625-0123	和歌山	073-423-6620
福 島	024-521-7803		073-441-3711
茨 城	029-301-5428	鳥 取	0857-26-7957
栃 木	028-623-3440		0857-26-8327
群 馬	027-226-4570		0857-26-7956
埼 玉	048-830-6689 ※	島 根	0852-22-6284
	048-830-6688	岡 山	086-226-7605
千 葉	043-244-5477 ※	広 島	082-513-4959
	043-223-4116	山 口	083-933-4581
東 京	03-5320-6828	徳 島	088-621-3182
神奈川	045-641-7712	香 川	087-832-3795
新 潟	025-283-5119	愛 媛	089-941-5393
富 山	076-444-2300	高 知	088-821-4813
石 川	076-225-1972	福 岡	092-641-4967
	076-225-1848	佐 賀	0952-25-7225
福 井	0776-20-0561		0952-29-7524
山 梨	055-223-1746	長 崎	095-824-1945
長 野	026-234-5770		095-894-3344
		026-235-7445	熊 本
岐 阜	058-272-8897	大 分	097-506-5479
	静 岡	054-221-3623 ※	宮 崎
		054-221-3132	鹿 児 島
愛 知	052-951-8470	沖 縄	098-866-2066
三 重	059-229-0722		098-866-2720

※ こちらの電話番号での受付は16時までとなっております。
支部により相談時間が異なる場合があります。詳しくは支部にご確認ください。
おかけ間違いのないようお願いいたします。

公立学校共済組合ホームページについて

<http://www.kouritu.go.jp/>

公立学校共済組合

🔍 検索

- 年金のしくみ、受給に関する手続きなど、役立つ情報を掲載しています。また、今後の年金制度の改正についてもお知らせします。
- メールによるお問い合わせは、ホームページのご質問・ご相談専用フォームをご利用ください。

当共済組合が保有する年金待機者の皆様の住所、氏名等の個人情報は、年金に関する情報提供、請求書の事前送付等のほか次の目的のために使用することがあります。

- ・ 当共済組合が運営する宿泊施設や病院その他の福利厚生事業のご案内
- ・ 「公立学校共済組合友の会」からのご案内 (60歳以上で退職された方に限ります。)
- * 「公立学校共済組合友の会」は、当共済組合の年金受給者の親睦団体です。当共済組合は対象者の方について会報誌「友の会だより」などの送付のための住所・氏名などを「公立学校共済組合友の会」に提供しています。